

平成18年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成18年2月27日(月曜日)

議事日程第1号

平成18年2月27日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第135号
- 日程第5 議案第136号から同第145号
- 日程第6 議案第146号及び同第147号
- 日程第7 議案第1号
- 日程第8 議案第67号
- 日程第9 議案第124号
- 日程第10 議案第132号
- 日程第11 議案第2号から同第22号まで、議案第30号及び同31号、
議案第68号及び同第69号
- 日程第12 議案第101号及び同第102号、議案第130号及び同第131号、
議案第133号及び同第134号
- 日程第13 議案第23号から同第29号まで、議案第32号から同第43号まで、
議案第72号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号
- 日程第14 議案第44号から同第49号まで、議案第61号、議案第63号、
議案第108号から同第110号まで、議案第126号から同第129号まで
- 日程第15 議案第50号から同第60号まで、議案第62号、
議案第64号から同第66号まで、議案105号から同第107号まで、
議案第111号から同第123号まで
- 日程第16 議案第125号
- 日程第17 請願第1号及び同第2号、陳情第1号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について

- 日程第4 議案第135号
 日程第5 議案第136号から同第145号
 日程第6 議案第146号及び同第147号
 日程第7 議案第1号
 日程第8 議案第67号
 日程第9 議案第124号
 日程第10 議案第132号
 日程第11 議案第2号から同第22号まで、議案第30号及び同31号、
 議案第68号及び同第69号
 日程第12 議案第101号及び同第102号、議案第130号及び同第131号、
 議案第133号及び同第134号
 日程第13 議案第23号から同第29号まで、議案第32号から同第43号まで、
 議案第72号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号
 日程第14 議案第44号から同第49号まで、議案第61号、議案第63号、
 議案第108号から同第110号まで、議案第126号から同第129号まで
 日程第15 議案第50号から同第60号まで、議案第62号、
 議案第64号から同第66号まで、議案105号から同第107号まで、
 議案第111号から同第123号まで
 日程第16 議案第125号
 日程第17 請願第1号及び同第2号、陳情第1号

+

+

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君
3番	渡	辺	重	雄	君	4番	中	村	実
5番	大	滝	豊	君	6番	平	野	久	樹
7番	笠	原	幸	江	君	8番	田	原	実
9番	五	十	嵐	哲	夫	君	10番	松	尾
11番	保	坂	良	一	君	12番	高	澤	公
13番	倉	又	稔	君	14番	久	保	田	長
16番	斉	藤	伸	一	君	17番	伊	藤	文
18番	伊	井	澤	一	郎	君	19番	鈴	木
20番	猪	又	好	郎	君	21番	古	畑	浩
22番	五	十	嵐	健	一	郎	君	23番	山
24番	池	亀	宇	太	郎	君	25番	大	矢
26番	畑	野	久	一	君	27番	野	本	信
									行
									君

28番 関原一郎君
30番 松田昇君

29番 新保峰孝君

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田 徹君	助役	栗林 雅博君
収入役	倉又 孝好君	総務課長	本間 政一君
企画課長	野本 忠一郎君	財政課長	荻野 修君
まちづくり課長	小掠 裕樹君	市民課長	田上 正一君
福祉事務所長	織田 義夫君	健康増進課長	小林 正雄君
商工観光課長	田村 邦夫君	農林水産課長	渡辺 和夫君
建設課長	吉岡 隆行君	都市整備課長	神喰 重信君
能生支所長	小林 忠君	青海支所長	山崎 利行君
会計課長	斉藤 隆嗣君	ガス水道局長	松沢 忠一君
消防長	白山 紀道君	教育長	小松 敏彦君
教育委員会教育総務課長	黒坂 系夫君	教育委員会学校教育課長	長谷川 新平君
教育委員会生涯学習課長		教育委員会文化振興課長	
中央公民館長兼務	山岸 洋一君	歴史民俗資料館長兼務	田鹿 茂樹君
勤労青少年ホーム館長兼務		長者ヶ原考古館長兼務	
監査委員事務局長	広川 亘君	農業委員会事務局長	原 義男君

事務局出席職員

局長	霜越 東雄君	副参事	小林 武夫君
主任主査	佐藤 正巳君	主査	高野 一夫君

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより平成18年第1回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、9番、五十嵐哲夫議員、22番、五十嵐健一郎議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る2月20日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大矢 弘 議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る2月9日、2月20日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成18年第1回市議会定例会に提出されました議案は、お手元にご配付の議案書のとおり専決処分の報告が1件、条例の制定及び一部改正が65件、平成18年度当初予算が13件、平成17年度補正予算11件、契約の締結2件、そのほか指定管理者の指定等57件の計149件であります。

このうち専決処分1件のほか、議案第67号、新潟県市町村総合事務組合規約の変更、議案第124号、一般会計補正予算（第5号）、議案第132号、下水道事業特別会計補正予算（第3号）については初日。議案第70号、第71号、契約の締結について、議案第148号、教育委員会委員の任命について、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については最終日、委員会の付託を省略し即決でご審議いただき、議案第135号から同第147号までの平成18年度当初予算議案につきましては申し合わせにより、議長を除く28名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置の上ご審議いただくことと、そのほかの議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上ご審議願いたいことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、指定管理者にかかわる条例及び指定管理者の指定議案についての最終日採決方法について、議事の効率を図るため付託の常任委員会単位に一括議題、一括採決で行うことについて委員会の意見の一致をみております。

また、会期については、本日2月27日より3月22日までの24日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元に配付の日程表をごらんください。

次に、請願、陳情の付託についてであります。本日までに請願2件、陳情1件が受理されており、請願第1号、生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願、請願第2号、糸魚川労働基準監督署の存続を求める請願の2件は、建設産業常任委員会、陳情第1号、地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める陳情は、総務財政常任委員会へ付託の上、審査願うことで委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告について、3常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、閉会中の所管事項調査について口頭報告したい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員派遣についてであります。新年度は4件について議員派遣したいものであり、議長発議として最終日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみています。

また、2月9日の議会運営委員会では、朝日町議会との議員交流についてと、市外調査の集約を行っております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

1点お伺いいたします。指定管理者の関係で、最終日にそれぞれ違う議案を一括採決するというふうなことを言われましたけれども、本来は違うものですね。これを一括採決するというのとは一体どういうことなのか、お聞きしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

これについては先ほど申し上げましたが、常任委員会単位で一括議題と一括採決ということで、議会運営委員会でそのように決定をみております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

常任委員会単位と言われても、その中にはそれぞれ付託された議案が何本かあるわけですね。そういうものを、それぞれ賛否もあるでしょうし、一括採決というのは、本来1つずつ採決するの

が当然だと思うんですが、一括採決というのは、一体どういうのかなというふうに思うんですけどね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

今議員が言われたとおり、本来であれば議案ごとということになるんですが、先ほど申し上げましたが議事の効率を図るため、非常に大きな議案65件ですか、あるものですから、効率を図るために、そのようにさせていただきたいということであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

こういうことが、しょっちゅうあることじゃないと思うんですが、これがこの後前例となって、一括採決というふうなことが、たびたび行われるようなことになると、これは非常に議事運営上まずいことになるというふうに思うんですよ。そういう点、どういうふうにお考えなのか伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

一応、今回に限りということであります。

29番（新保峰孝君）

終わります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から3月22日までの24日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般お手元にご通知いたしましたとおりでありますの

で、ご承知願います。

日程第3．所管事項調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、それぞれ常任委員会並びに議会運営委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

齊藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

おはようございます。

去る2月7日に総務財政常任委員会を開催し、「消防防災対策について」と「地域情報化の推進について」の2項目について所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

消防防災対策については、火災時における消防活動体制と地域防災計画の2点につきまして、審査を行っております。

1点目の火災時における消防活動態勢について、消防長より、

- 1．消防署及び消防団の人員と消防車両及び水利の状況
- 2．消防活動要綱等
- 3．消防署及び消防団の出動地域と出動台数関係

について説明を受けており、委員から、住民よりなぜ消防団は1つにならないのだとの声がある。統合できない最大の理由についての質問に、消防団の歴史が古く、旧1市2町の消防団のやり方や格納庫及び消防ポンプ等の形態が違う。1つずつ解決していき、効率化のよい消防団にしていきたいとの答弁。

また、能生ガス供給所火災事故を教訓とした対策についての質問に、ガス水道局に対し、ガス供給所には自動火災報知器及びガス警報の設置の指導と、消防側が3日間にわたりガスに対する研修を行った。

また、消防団と消防署の装備の違いがあり、火災の場合、消防署が前面で、消防団が後方支援との話し合いを持ったとの答弁がありました。

2点目の糸魚川地域防災計画概要については、防災室長より、

- 1．基本的な考え
- 2．防災計画の構成について
- 3．策定にあたっての主な留意点
- 4．計画策定のスケジュール

についての説明があり、これに対し

豪雪時における消火活動について

ボランティアの対応について
 対応できる避難施設について
 防災計画策定後の市民周知について

などの質疑を交わしております。

なお、委員より、糸魚川市は地形的な欠点があり、緊急時において道路の決壊や土砂崩れなどが考えられ、最悪の状態に備えたマニュアルを策定すべきとの要望がなされております。

続きまして、地域情報化の推進については、担当課より、市が設備を整備してJ C Vへ委託するケースと、市とN T T東日本が協力して設備を整備するケースについて比較区分し、項目として、事業概要、テレビ、インターネット、I P電話、利用料金、行政サービス、事業内容、運営費などについて比較表により説明がなされ、各委員より活発な質疑がなされております。

主だった意見として、

- 1．公共化の考えでは、1つの市で1つのシステムが原則でないか。
- 2．行政として、情報通信基盤をどういう姿勢で実施するのか打ち出されていない。
- 3．事業費の算出根拠は、同レベルの見積もりと違う。
- 4．C A T Vで議会中継や告知放送など、行政が市民にわかりやすい行政を推進するためには、新たな情報公開をするシステムが必要。
- 5．機械や技術などの取り巻く環境が変化しており、時間をかけて将来の見通しを考えると、市民が何を求めているのかを考える必要がある。

などがありました。

当委員会として、市が設備を整備してJ C Vへ委託するケースが4 5億円、市とN T T東日本が協力して設備を整備するケースが1 6億円と事業費の算出がなされているが、条件を合わせた算出ではなく、これからの糸魚川市が理想とする情報システム導入検討において、数字ばかりが一人歩きすることから、市民に対して誤解のない情報提供と、行政のフォローを強く要望し、継続審査といたしております。

以上で、総務財政常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

当建設産業常任委員会では閉会中、2月16日に所管事項調査を行っていますので報告いたしません。

下水道事業の特に浦本地区について報告します。

平成16年度に浄化槽事業について説明会を行い、アンケートを実施しましたところ、過半数を超える方々から浄化槽事業に対して賛成の回答をいただくとともに、浄化槽事業実施における問題点の提起もいただきました。

これらの問題点について、平成17年5月末に区長立ち会いのもとに現地調査を実施し、問題解決のための方策を検討いたしました。その結果、浄化槽事業でも実施できると判断し、浄化槽事業で取り組む方針とし、地区役員への説明の後、再度、地元住民の皆様へ説明を行いました。浄化槽事業に対するご理解は得られませんでした。原因としては、当初の説明が住民の皆様から公共下水道がいいのか、下水道事業でもいいのかという判断していただくには不十分であったものと反省しております。

その後、浦本地区が独自でアンケートを実施し、約7割の方が公共下水道での整備を望む結果となっており、浦本地区から市に公共下水道での整備の要望書が提出されております。市としては、整備期間がかなり長期になることや、工事による国道8号の渋滞が懸念されますが、浦本地区民の総意ということで、当初どおり公共下水道で整備することといたしました。

事業計画では、平成18年度に浦本地区を認可計画区域に含める変更認可を行い、平成19年度に実施設計を行います。工事は平成20年度から29年度までの10カ年で完成させる計画でございます。工事が平成20年度からとなるのは、国道8号の中宿地内で平成15年度に歩道改良工事が実施されたため、平成19年度末までの5年間、掘り返し等の工事規制がされるためであります。

なお、浦本地区においては能生地域への水道管やガスパイプライン敷設も計画されており、その整合を図るため高田河川国道事務所との事前協議を開始しておりますとの説明がありました。

委員より、今後の国道8号の交通渋滞対策はどう考えているのか。ガスパイプラインと、能生地域への水道管工事と下水道と一体化した工事をやるのかとの質問に対し、国道8号の渋滞の抜本的な問題としては、東バイパスの整備を強力に要請していくこと。また、浦本地区の皆さんだけでも迂回路ができないか。それによって、能生方面の皆さんも渋滞が緩和されるのではないかと考えているし、具体的な方法について、渋滞を少しでも少なくする方法を考えたい。下水道整備については、地区の皆さんが長年待っていただいた経過もあるので整備をさせていただきたい。

ガスの埋設管と水道送水管の埋設と下水道もあわせて、できるだけ短期間にやっていかななくてはならない。他の事業と連携を図りながら工期を定め、事業費の設定もしなくてはならないため、十分な庁内調整を図り、渋滞等の影響を最小限に抑えられるよう努力してまいりたいとの答弁でありました。

なお、本件につきましては、委員会集約することに全会一致で決議されており、内容といたしましては、市道古御堂線の緊急整備や、早川発電所の下に抜ける道路の確保や、北陸自動車道の完全

無料開放、CATV等による交通渋滞状況の情報提供などを早期に検討し、地域の産業活動にマイナスにならないよう市内で総合的、多面的に協議し、早期に方向性を出し、一緒の事業の中で進め、交通渋滞を最小限に食いとめる政治的判断を要望することであります。

また、その他の調査項目として、中心市街地社会実験について、モーターボート競走勝舟投票券場外発売場（ボートピア）について、平成17年度（2006シーズン）市内スキー場の入り込み状況について、除雪の状況について、ガス水道事業について説明を受け、活発な質疑がございましたが、特段ご報告すべき事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木でございます。ただいまの建産の委員長の報告では、平成16年度の浦本地区のアンケートでは浄化槽事業が合意されたと。その後、当市の説明が不十分であったため、地区独自のアンケートに7割が公共下水道を望んでいるということだったと思います。

当市の説明が不十分という理由で数字が変わったのであれば、その不十分な点を委員会としても精査して、もう一度市民に対して公共下水道、それから合併浄化槽を説明すべきと私は今受けとめましたけども、そのところがなかなか、市当局もどのようにその後、対応したのかということも見えていません。

かかる事業として、委員会では全会一致で公共下水道へということで方向づけをされましたが、10カ年事業の財源的な問題も非常に多く、また、財源以外の国道8号線の渋滞等も非常に浦本地区の市民だけでなく、全市民にかかわる問題でありますので、私は今早急にどうしてここで結論を出したのか。やはり私も浦本地区の方にお尋ねしましたら、やはり市の説明が理解しにくかったということ言ってるわけですから、そこをどういうふうにしてもう一度説明をやらなかったのか。地区単独でやった結果がこうだから、委員会としてこうという結論づけは私はいかがかなと思いついて、今この場で質問させていただきたいと思つてます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

財源等、全市民に対する市の説明をやらなかった。この点について委員会では、委員からは質問等ございませんでした。その工事に対する、10カ年間の交通渋滞が主でありましたので。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

当然、委員会には所管の担当職員が出ておられると思いますが、理由は、市の説明がよくなかったというところですから、もう一度なぜ市が地区住民に対してやらなかったということ、私は委員会として追及すべきだと思うんです。地区単独の数字がもうこうなったから、全会一致でこういうふうにするという、何か大事な根っここのところが私はちょっと見えてなかったの、この場で質問しましたけど、委員会として追及をしてないということは、今後、市の10カ年にわたる公共下水道事業で、非常に財政面に及ぼす影響が大きいんじゃないかと思いますが、じゃあこの財政面に及ぼす影響について、委員会としてはどういうふうにして議論されましたか。

工事中の渋滞云々迂回路等の説明がありましたが、財源的な深みのある議論というのはなされたのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

財源についての質疑はございませんでした。この18年度予算にかかわる問題が出ておりますので、それは予算委員会でやっていただきたいと、こう思っております。

19番（鈴木勢子君）

はい、わかりました。

議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

私はこの公共下水道から合併処理浄化槽に切りかえる方法でやれば、市の負担も少ないし、それほど水質浄化するのに、排水を処理するのに大きな差はないという点と、それから早川にかかる部分の費用ですね、工事費とかそういう点、あるいは渋滞の点から、合併処理浄化槽に切りかえた方が、いいんでないかというふうに言ってきたわけでありまして、その説明、浦本地区の皆さんに説明を市の方でされた。その後、さらに地区でされた。その地区でされた中身と、市で説明した中身と違うのかどうかです。きちんと市の方で最終的に説明をして、住民の皆さんが、これこれこうですよという判断をされた。それを市がどう判断するかだと思うんです。渋滞の問題、それから費用の問題、いろんな点を考えてやる必要があると思うんですけども、その前段の地区ではアンケートをやってまとめたけれども、市の方で、もう1回やるということをしなかったという点について、不十分でないかというふうに私も思うんですが、こういう点については、どういうふうな論議がされたのか伺いたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番(五十嵐健一郎君)

その点につきましては、浦本地区で独自のアンケートをとりまして、7割がその方向、その総意をもって市が決めたということで、市独自のアンケートは、その後とっておりませんし、その質疑もありませんでした。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

新保議員。

29番(新保峰孝君)

1つは、浦本地区だけの問題でなくて、市全体にかかわる問題だという点があると思うんですよ。それでどういうふうに理解されたのかというのが、私はよくわからないんですけども、浦本地区の皆さんが公共下水道と合併処理浄化槽と、それをどういうふうに比較して、理解されたのかというところが1つわからない点です。

それから市全体の中で、費用の点でどういうふうに判断されたのかというのがわからない。今、付随して、いろいろと迂回路とか言われましたけれども、当初、そういうことも考えて公共下水道の区域に組み入れたのかどうか。後から、それがさらにつけ加えられたということになると、工事の費用が、当初よりもさらに大きくなるということにもなるわけですね。そういう点はどうか、論議されたのかどうかというのを聞きたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番(五十嵐健一郎君)

先ほど鈴木議員にお答えしましたとおり、費用面については委員会では論議はありませんでした。次の予算委員会で質疑をしていただきたいと、こう思っております。

議長(松尾徹郎君)

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

当文教民生常任委員会では閉会中に、所管事項調査を行っていますので報告いたします。

2月8日、地域医療体制について、糸魚川総合病院と姫川病院を現地で視察を行い、両病院から「救急医療体制の現場と今後の課題について」「医師確保対策の現状について」「医療技術者確保の現状について」「平成18年度予算の見込みについて」の説明を受けた後、質疑応答を行っています。

また、2月17日、「地域医療体制について」「アスベストへの対応について」「学校施設整備について」の3点を、担当課から説明を受けました。

地域医療体制について

(1) 救急医療体制の現状と今後の課題

糸魚川地域の救急医療体制の現状は、1次医療救急については外科系、内科系おのおの夜10時までに行い、医師会が週2日間引き受け、残りは糸魚川総合病院と姫川病院で半分ずつ引き受けています。

2次医療救急については、糸魚川総合病院と姫川病院の2病院で折半し、365日24時間すべてを引き受けています。

医師の数は2病院で、現在33人いますが、通常の勤務と救急医療とを兼ねているため、肉体的、精神的な負担は限界に近い状態にあります。

看護師をはじめとする医師以外の医療職員にしても、絶対数が不足しているため、肉体的、精神的な負担は医師同様、相当に大きなものとなっています。

今後の課題としては、医師をどのようにしたら確保できるかということです。医師を今以上に増員することはおろか、現状の医師数を確保することさえ難しくなっています。

新臨床研修制度と地域間格差により、当地域に医師が来る条件が少なくなったという事情があるからです。

現在の医師数を確保できない場合は、現状の救急医療体制さえ維持ができなくなる可能性があります。

姫川病院の医師減員の可能性と、24時間医療体制の維持はできるかとの問いに、現在8名医師がいます。本来、8名では救急医療体制は無理だが、どうにか行っている。医師が1名でも減れば、全くできない可能性が大きいとの答えでした。

(2) 医師確保対策の現状

糸魚川総合病院では医師確保のルートとして、大学医局から確保することに努力しています。以前と違い、大学医局そのものが弱体化し、医局に残る医師が減少しているのが現状です。

姫川病院では、平成12年に14名いた常勤医師が、平成18年1月末現在で8名に減り、その中で、救急医療体制を維持していくことは医師の負担がふえ、この過酷な労働条件を解消しない限り、現状の医師確保すら難しくなっています。

糸魚川総合病院の産婦人科が撤収するかもしれないというが、もう少し詳しく説明してほしいとの問いに対し、富山大学からの医師派遣は平成18年度は現行の2名を維持する。平

成 19 年度からは糸魚川総合病院が独自に医師 1 名を確保することと、分娩件数を年間最低 200 件以上確保することを条件に 1 名派遣してもらえ。そうなれば、産婦人科が存続できるといふことになるとの答えでした。

(3) 医療技術者確保の現状

糸魚川総合病院、姫川病院ともに看護師が不足しています。特に姫川病院では、少なくとも 15 名の増員が必要と言っています。看護師不足は、地元採用看護師が少ないため、糸魚川地域以外の出身者に依存せざるを得ない現状により、1、2 年で転勤を希望し、定着しないのが原因です。

看護師以外の医療技術者についても、両病院とも慢性的に不足しており、この不足が両病院の運営にも大きな支障をきたしています。

(4) 平成 18 年度の予算見込み

糸魚川総合病院は輪番制補助金収入を含め、収支計画で約 1 億 5,000 万円の当期利益金を見込んでいます。姫川病院は、同じく輪番制補助金収入を含め、約 1,000 万円の収支損失を予想しています。

両病院とも医師及び医師以外の職員が、現状どおり確保していることを前提とした見込みであり、医師及び医師以外の職員の減少により収支がマイナスとなります。

(5) 机上調査

両病院の現地調査に基づき、地域医療体制について、市長、助役及び担当課を含め机上調査を行いました。その中での主な質疑、答弁を申し上げます。

糸魚川地域医療体制整備推進会議は、地域医療の基盤整備と医師の確保であるという話があった。

総合計画の中間報告の中で、救急救命センターも視野に入れての基盤の見直しがなかったが、今後見直しをして盛り込んでいくのかとの問いに、現在、糸魚川地域振興局と市で共同して、地域医療グランドデザインの策定中。また、県も医療計画策定中ということで、それらを受けた中で検討させていただきたい。必要なものがあれば、総合計画に盛り込みたいとの答弁がありました。

糸魚川総合病院では、平成 19 年度から産婦人科がなくなるという話を聞いてきた。行政としての対応はあるのかとの問いには、糸魚川市で年間 400 人から 500 人生まれていますが、市内での出産は 150 人程度、それでは産婦人科は維持できないという現状がある。

少子化の流れの中で、よい環境で子供を産みたいという形になってきています。医師の確保と施設の充実などの問題を、県、大学、病院と真剣に協議していきたいとの答弁がありました。

救急医療体制を維持していくために、両病院に対しこれからも補助を続けていくのかとの問いには、救急医療体制をつくり上げたときに、両病院に大変な決断をしていただいた経過がある。よいときだけお願いして、悪くなったらいいよというわけにはいかない。しばらくの間、猶予をいただきながら、新たな体制をつくっていきたいと思っているとの答弁がありました。

防衛庁に医師資格のある隊員が約 800 名おり、臨床体験、診療体験をさせるため医師不

足の地域に派遣し、民間医療に携わる体験をさせたいという新聞記事を読んだが、市は国や県に確認したことがあるかとの問いには、新聞報道では確認しているが、国に確認はしていない、県からも特段文書等は来っていない。医師の関係は一つのルートがあり、それも頭に置きながら調査をしていきたいとの答弁がありました。

中長期的な医師確保について、市は明確な方針を打ち出してほしいとの問いには、以前は大学病院としての系列が強く働いていたため、全国均一の流れはあったが、今は個人の意思が尊重され、医療施設だけでなく教育の整備、環境整備などにも左右されている。それらをすべてそろえるのは大変なことではあるが、何もしないわけにはいかない。その辺も含めて、整備していかななくてはならないと思っているとの答弁がありました。

(6) まとめ

地域医療体制について調査してきた結果、当地域における医師及び医療技術者不足が、深刻な状態であるということです。

糸魚川地域医療の基盤整備及び医師確保の実現に向けた具体策等を協議し、その推進を図る目的をもって、糸魚川地域医療体制整備推進会議が開かれますが、その中に市民の声を反映するように働きかけるとともに、富山大学、新潟大学からも、学識経験者として参加してもらうことを要望する必要があります。

また、この会議と並行して、救急救命センターを視野に入れた中で、会議の目的となっている事項を総合計画の中に盛り込み、推進していく必要があります。

今まで救急医療体制を維持するために、施設整備費補助及び救急医療輪番制補助以外の財政支援は、場当たり的なものが多いように思われました。両病院の予算書、計画書などを精査し、地域医療、救急医療を維持していくために、毎年必要な支援額を市民にもわかるような形で、市の方針とともに示す必要があります。

地域医療体制については、当委員会で引き続き継続調査を行うこととしています。

次に、アスベストへの対応について

担当課より、アスベストへの対応について

1. アスベスト総合相談会の結果
2. アスベスト関連疾患に関する後援会の結果
3. 学校アスベスト健康対策事業の取り組み状況
4. 吹き付けアスベスト除去計画
5. 民間施設の調査

についての説明がありました。

その中で、平成17年12月18日に行われた講演会は、能生マリンホール会場で23人、市民会館大ホールで32人の参加者があった旨の報告がありました。

また、吹き付けアスベスト除去計画の中で、根知小学校の除去面積が1,870平方メートルあり、除去工事に約6カ月が見込まれることから、校舎等を一時移転して、対応するという事です。内容は、

1. 根知小学校体育館に間仕切りなどにより、必要な教室、管理諸室等を確保して移転する。
2. 体育は、旧根知小学校体育館、調理実習は根知公民館をそれぞれ利用し、移動にはスクール

バスで対応する。

3.給食調理と給食は、安全を確保して、同校給食調理室とランチルームで行い、アスベスト除去工事は、夏休み期間内に行う。

というものでした。

学校施設整備について担当課より、中能生小学校及び下早川小学校の体育館整備計画の概要について説明がありました。

以上、説明を受けた後、何点かの質疑応答がありましたが、特段報告すべき事項はありませんでした。

以上で、文教民生常任委員会の所管事項調査の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、大矢 弘議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

議会運営委員会の市外調査報告を行います。

議会運営委員会では去る1月17日、18日に、栃木県佐野市議会と埼玉県久喜市議会を訪問し、調査を実施しておりますので、その結果についてご報告いたします。

調査項目は、議会運営における一般質問通告の対応と、議会改革の取り組みについてであります。

まず、佐野市は平成17年2月28日、1市2町が新設合併し、人口12万5,671人の歴史と文化、佐野ラーメンのまちとして、今や広いファン層を持つ都市であります。

議員定数は、法定34人に対して条例現員数は32人で、5会派で構成されており、一般質問通告の時期は、定例会開会3日前の午後5時となっております。通告から質問当日までの期間は6日間あり、発言の順番は通告締め切り翌日、正副議長立ち会いのもと、議会運営委員会正副委員長が推薦して決定し、演壇にて一括質問を行い、1回目が30分以内、2回目が10分以内、3回目が10分以内の合計50分で、発言回数は3回までとなっております。

議会放映については、佐野ケーブルテレビで生放送で議会中継を行っており、2月定例会は予算

大綱質疑と一般質問の3日間、6月、9月、12月の定例会は一般質問3日間を情報公開しており、IT情報化関連では会議録検索システムを導入して、本会議会議録、予算、決算委員会会議録の閲覧、検索が可能となっています。

議会改革への取り組みについては、予算審査特別委員会で、現在、分科会を設置しています。このあり方について議員間で話題となり、議会運営委員会で協議し、2月定例会から分科会を廃止する予定であるということでありました。

次に、久喜市は合併しないで自立を目指し、人口7万3,769人の首都圏のベッドタウン、産業都市及びナシの産地であります。

議員定数は、法定30人に対して条例現員数は25人、5会派で構成されております。

一般質問の通告の時期は、告示日、定例会初日の1週間前の午後1時から翌日の午後3時までとなっており、通告から質問当日までの期間はおおむね10日間程度となっています。

発言は通告書の受け付け順で、最初の質問のみ全項目を演壇で行い、2回目以降は再質問用の演壇で行い、質問時間のみで1人50分で、回数制限なしとなっており、代表質問についても実施していました。

議会放映については行っていないが、議会活性化委員会では、今後行う方向で結論が出ているということでありました。

また、IT情報化関連では、会議録検索システムを導入し、今後、委員会会議録検索システム化を図り、ペーパーレス化を目指したいとのことでした。

議会改革への取り組みについては、平成17年2月から8月に第2期議会活性化検討委員会を開催し、64件の事項について検討を行っているとのことでありました。

集約において、本市においても会議録検索システムの早期導入を願いたいことや、久喜市議会だよりで、公職選挙法の寄附行為等の禁止にかかるご協力についてを載せており、法を守ることにについて市民からのご理解、ご協力をお願いしており、このことは大変に参考になり、糸魚川市においても検討したらどうかとの意見が出されております。

以上で、議会運営委員会の市外調査の報告を終わります。

失礼しました。訂正します。正副議長立ち会いのもと、議会運営委員会正副委員長が「推薦」して決定と申し上げましたが、「抽選」でございます。失礼しました。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．議案第135号

議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第135号、平成18年度糸魚川市一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、平成18年度の施政方針について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成18年第1回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、新年度の市政運営の基本となります平成18年度予算をはじめ、指定管理者制度導入のための条例制定など148件の議案のご審議をお願いしたいものであります。

さて、この機会に、新市合併2年目となります新年度の市政運営に挑む私の所信の一端と、平成18年度予算の大綱、主要施策の概要について申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解と、より一層のご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、市政運営の基本的な考え方を申し述べさせていただきます。

私が市民の皆様への暖かいご支援をいただき、昨年4月に市長に就任以来、間もなく1年が経過いたします。私にとりましては、あっという間の1年でありました。

この1年間は、「市長と話そう新しいまちづくり」と題した、市民の皆様との懇談会を市内全域24会場で行うなど、合併により広がった各地域の理解と、多くの市民の方々とひざを交えた話し合いを行うことに力を注いでまいりました。

平成18年度は、私が市長に就任して2年目となりますことから、新市建設計画を基本として、市民の皆さんからお聞かせいただいた新市が抱えるさまざまな課題への対応と、私の公約実現に向け、市政運営の先頭に立ち、市民の皆様と一緒に、新たなまちづくりへの実質的なスタートの年度にしてまいりたいと考えております。

これまで、多くの市民の皆様と話をさせていただき強く感じておりますことは、市民の皆様はより誠意あるスピーディな対応を、市役所に求めているということでもあります。

このため、市政の運営に当たりましては、総合的かつ効率的な観点に立った施策の展開に心がけ、職員の意識改革を図る中で、より質の高い行政サービスの提供に心がけてまいります。

新年度には行政組織機構の改革を行い、事業の執行において関連の深い課の連携を高め、より総合的に施策を展開できるよう、総務企画部、市民生活部、建設産業部の3部を設けるとともに、新幹線推進課を新たに設置するなど重点課題の取り組み体制を強化する一方、企画課と財政課、建設課と都市整備課の統合など組織のスリム化を図るとともに、職員数では今年度当初より14人少な

い648人の新たな体制で、職員一丸となり行政課題に対応してまいりたいと考えております。

私はその先頭に立ち、新市の行政課題への対応と私の公約実現に向け「共につくろう、元気なふるさと」を基本姿勢として、市政運営に取り組んでまいります。

具体的には、「交通ネットワークを基盤として地域資源の活用による産業振興」「市民のコミュニティ活動による地域づくりの推進」「市民の健康づくりと人づくり」、この3本を柱として施策を進めてまいりたいと考えております。

まず、産業振興では、将来、当市の交通体系の主軸となる北陸新幹線、姫川港、地域高規格道路、国道の整備促進と市内道路網の整備に力を注ぎ、これを基盤として、地域の産業を振興するため、地域の特性を生かした農林水産業の生産品の販路拡大、自然や食を生かした体験型観光交流、地域の既存企業による新たな事業展開、異なる産業間の連携などの取り組みを推進するための支援をしてまいります。

次に、コミュニティ活動については、新しいまちづくりの原動力であると重視しており、市民が主体的に進める地域づくり活動を行政がしっかりと支援してまいります。

その資金面では、「まちづくりパワーアップ事業」を新設し、人的な支援では、一定の地域のまとまりごとに担当職員を決めて、地域へ出向かせるためのチームを庁内につくり、場所や日常的なサポートは各地区公民館がその役割を担うなど、総合的な支援体制を整えて地域づくり活動を広めてまいります。

また、市民の健康づくりでは、だれもが元気で生き生きとした生活を送れるよう、健診、治療等の保健、医療体制の確保、能動的な運動の促進、乳幼児期からの食生活改善活動に努めるほか、みずからの健康はみずからが守る運動を展開し、さらには、総合健康センターの整備に向けて実施設計に取り組んでまいります。

さらに、人づくりの基盤となる教育分野では、学校施設の改築など教育環境の整備に努めるとともに、学校、家庭、地域が連携した教育活動や、市民の自主的なスポーツ活動、文化活動を推進してまいります。

私はこの不透明で厳しい時代に、市政を預かる責任の重大性を改めて全身に感じながら、本市に広がる大きな大地の可能性と魅力を生かし、個性豊かで、だれもが元気で生き生きと暮らし、つながりによって支えられたまちづくりを目指すことが、市長としての使命であると決意を新たにしております。

今後とも、議員各位の格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成18年度の予算編成に当たった背景であります。

今年度の日本経済は、地域によってばらつきが見られるものの、民間需要を中心に穏やかな回復を続けている状況にあります。一方、国家財政におきましては、予算における公債依存度や長期債務残高が主要先進国の中にあって極めて高く、危機的な財政状況に至っているのが現状であります。

こうした状況から、平成18年度国家予算の概要は、一般会計総額においては前年度比3%減の79兆6,860億円、一般歳出も1.9%減の46兆3,660億円と2年連続の減額となり、これを受けた地方財政計画の規模では、前年度比0.7%減の83兆1,508億円で、5年連続の縮小と大変厳しいものとなっております。

また、県予算につきましても、現在、県議会開催中ではありますが、総額は1兆2,119億円で、

前年度比4.8%の減と過去2番目の減額幅となり、歳出では、災害復旧費を含む投資的経費に大きく切り込む一方で、財源確保のため初めて退職手当債を発行するなど、厳しい財政運営を強いられるものとなっております。

こうした国・県の状況を受けて、当市の新年度予算におきましても、より一層の効率化や重点化を図り、厳しい財政状況に対処するため、経常的な経費を前年度当初予算より減額をすることとし、さらに既存の事業について見直しを行った上で、緊急性や投資的効果による優先度の設定など、厳しい条件下で予算編成作業に当たってまいりました。

市税の落ち込み、三位一体の改革による地方交付税の減額など厳しい財政状況の中で、市民の要望を踏まえつつ、合併に伴う諸課題の解決と公約事項の着実な推進を図る予算といたしたところであります。

引き続きまして、資料として配付いたしました「平成18年度系魚川市予算概要」に従いまして、予算の大綱について説明申し上げます。

まず、1ページから3ページの一般会計では、予算の総額は286億2,100万円で、前年度予算と比べて1億4,900万円上回り、率では0.5%の増といたしたところであります。

主な歳入歳出の内訳と、対前年度比を申し上げます。

歳入では、主な財源といたしまして市税が55億760万円で前年度比1.5%の減、地方交付税は80億円で5.5%の減、市債が31億5,606万円で12.6%の減、繰入金は22億4,204万円で3.2%の増であります。

3ページの歳出では、義務的経費であります人件費が41億8,243万円で3.3%の減、扶助費は18億9,754万円で6.8%の増、公債費が46億6,388万円で7%の減、投資的経費が68億7,083万円で5%の増といたしております。

また、4ページの特別会計予算の総額は198億582万円で、前年度に比べ3.3%の減とし、水道及びガス事業会計の総額は31億3,550万円で15.3%の増といたしております。

これら一般会計、特別会計及び事業会計を含めた全体の予算総額は、515億6,232万円で、前年度に比べ0.2%の減としたところであります。

次に、新市建設計画の施策体系の区分により、18年度予算の主要施策の概要について申し上げます。

10ページからの主要施策の予算内容に従い申し上げます。

最初に、「便利で安心の快適都市づくり」、このうち交通ネットワークの整備では、広い市域を包括的に結ぶ道路網の整備と、広域交通網を総合的に整備する新たな指針づくりとして、交通ネットワークビジョンの策定に取り組みます。

地域高規格道路松本系魚川連絡道路の整備促進については、整備区間への昇格に向け、長野県側と連携した取り組みを強力に進めてまいります。

国道8号系魚川東バイパスについては、今年度に引き続き梶屋敷、大和川地内の一部工事と遺跡調査を進めるとともに、田伏地内の用地取得を進め、土地所有者と地元の皆様のご協力をいただきながら、平成18年度内には、おおむね用地取得を終えるよう促進したいと思っております。

梶屋敷から大和川間の早期開通を目指した整備促進と、これに接続する都市計画道路中央大通り線の整備もあわせ、精力的に取り組んでまいります。

また、国道 8 号の親不知地区における、連続降雨量に伴う交通規制緩和に向けた防災対策事業の促進を図ってまいります。

都市計画道路中央大通り線のうち、市道蓮台寺線から県総合庁舎西側の市道まで約 570 メートル、及び糸魚川総合病院付近については、土地所有者と地元の皆様のご協力をいただきながら、平成 18 年度末までの供用開始を目指し整備に取り組んでまいります。

姫川港では、平成 17 年の取扱貨物量が 2 年連続で 560 万トンを上回り、港湾機能の拡充整備に向け、引き続き北護岸の整備を促進するとともに、周辺地域との緩衝緑地帯を整備するため、港湾環境整備事業の新規採択に向けて取り組んでまいります。

一方、北陸新幹線の建設は、平成 18 年度に新たに青海地域の今村新田地内で高架橋工事に着手するなど、平成 26 年度の完成を目指して市内各地区で工事が進められておりますが、あわせて並行在来線の維持、運営についても、県など関係機関と連携し、検討をしております。

次に、「公共交通機関の機能充実」では、地域の皆様の足となりますバス交通については、路線バスとコミュニティバスの一体的な運行を図り、これを基本としながら、スクールバスなどとの運行調整を進めております。

「情報通信基盤の充実」では、目まぐるしく進展する情報通信技術の将来動向を見据えながら、地域情報ネットワークの基本となります市内全域の情報通信基盤の整備を図るため、基盤整備の実施計画に取り組んでまいります。

11 ページから、2 番目の「自然がおいしい生活都市づくり」について申し上げます。

「環境・国土の保全と魅力ある公共空間の創出」では、新たに合併後の都市計画区域のまちづくり指針として、都市計画マスタープランの策定に取り組むほか、交通結節点としての新幹線糸魚川駅周辺整備及び駅舎の検討、新幹線を活用したまちづくりや活性化などの課題について、改めて取り組んでまいります。

「資源循環型社会の形成」では、ごみの分別収集の徹底に努めるほか、市民、事業者、行政等が協働して、良好な生活環境の保全と美化、ごみの減量化を推進し、清潔で美しいまちづくりを進めるため、環境美化推進条例を制定し、一層の取り組みを進めてまいります。

「質の高い住環境の整備」では、梶屋敷地区における市営住宅建替事業により、若者世帯向け住宅 6 戸の建設に取り組むほか、新たに安心、安全すまいる事業として、市民の皆様がお住まいの木造住宅について耐震診断を行う場合、その経費の一部を助成し、耐震意識の向上に努めます。

「上下水道等施設の整備」では、水道管網広域化事業として、糸魚川地域における水源の多元化を図るため、梶屋敷水源地の平成 19 年度供用開始を目指し、水源地管理棟などの建設を進め、将来、能生地域との接続を予定しております。

また、糸魚川地域上早川、中早川地区で早川簡易水道の整備を進めており、平成 18 年度には配水池等の建設を行い、上早川地区の一部について 12 月ごろに給水を開始する予定としております。

公共下水道の整備につきましては、引き続き糸魚川地域における整備区域の拡大に努め、平成 19 年度に西海地区の完了を目指すとともに、新年度に下早川地区に着手するほか、能生、糸魚川の両浄化センターの耐震診断を実施してまいります。

下水道の処理区域以外につきましては浄化槽整備事業により、合併浄化槽の設置を推進してまいります。

また、市街地の浸水防止対策を強化するため、中央大通り線及び新幹線沿線の整備工事とあわせ、蓮台寺2号雨水幹線の整備を進めてまいります。

一方、昨年12月の火災により消失いたしました能生地域のガス供給所を新たに建設するとともに、老朽化している青海地域のガス供給所の改築に取り組んでまいります。

「親雪、克雪、防雪のまちづくり」では、同報系防災行政無線については、市内同時一斉に防災情報を伝達するため、システムの一部改修と能生地域の調査に取り組みます。また、地域の防災対応力を向上させるため災害時備蓄品の整備、市民向け防災マニュアルの全戸配布、自主防災組織の育成支援を進めてまいります。

また突然、心肺停止状態に陥った人の救命率を高めるため、市が管理するスポーツ施設などに新たに自動体外式除細動器を配備し、その取り扱い等の救命講習も実施してまいります。

13ページから、3番目の「翠輝く教育文化都市づくり」について申し上げます。

「幼児教育・学校教育の充実」では、子供たちの学ぶ意欲を高め、学力の向上を図るため、教職員の資質と指導力の向上に努めるとともに、心豊かな子供を育てるため、ふるさと糸魚川に学ぶ学習活動を推進してまいります。

学校の施設整備においては、国の平成17年度補正予算による補正を受けて、中能生小学校と下早川小学校の体育館改修事業を進めるとともに、市内小学校8校の吹き付けアスベスト除去工事についても、同様に対応してまいります。

また、田沢小学校は平成19年度の全面竣工を目指し、引き続き校舎等の改築工事を進めるとともに、下早川小学校、糸魚川東小学校の校舎などの耐震診断、青海小学校体育館の耐震改修に向けた設計に取り組んでまいります。

「生涯学習の充実」「青少年の育成」では、新市としての生涯学習推進計画を新たに策定するとともに、現代社会の課題や地域づくりの課題などに対応した学習事業を実施してまいります。

また、家庭や地域における教育力の向上を図るため、家庭教育や青少年活動に対する支援事業を進めてまいります。

一方、施設整備においては、大和川公民館の移転改築及び西能生地区公民館の用地造成、実施設計に取り組んでまいります。

「文化・スポーツの振興」では、本年4月に新たに発足する（仮称）糸魚川市文化協会の活動を支援するほか、市民の皆様が自主的かつ主体的に行う芸術文化活動を支援するため、文化活動支援事業などを実施してまいります。

また、平成21年度開催予定の「トキめき新潟国体」の準備体制に取り組むとともに、少年男子ソフトボール会場となる予定の美山球場と能生球場の設備改修を計画しております。

このほか、美山公園グランドゴルフ場造成、及び姫川流域コミュニティスポーツセンターの用地取得と建物の実施設計に着手するとともに、本年4月に新たに設立する糸魚川市体育協会とも連携をしながら、市民のスポーツ活動を推進してまいります。

「地域固有の歴史・文化の継承と創造」では、本年3月中に国の民俗文化財に指定される見込みであります「糸魚川木地屋の製作用具と製品コレクション」の公開展示を、本年6月ごろに開催する予定であります。

15ページ、4番目の「ふれあいすこやか健康福祉都市づくり」について申し上げます。

「少子・高齢化対策の充実」では、引き続き、子育て支援センター、放課後児童クラブを実施していくほか、乳児を持つ親の育児を支援するため、育児相談会や食育昼食会など定期的を開催してまいります。

また、幼児の通院医療費の助成対象が4歳までとなっていましたが、新年度から小学校就学前までに対象範囲を拡大し、子育ての経済的負担の軽減を図ります。

一方、高齢者福祉においては、介護保険サービスの充実に努めるとともに、運動機能の向上など高齢者の介護予防を推進してまいります。また、元気な高齢者の生きがい活動の助成も継続してまいります。

「地域福祉と福祉サービスの充実」では、本年4月に開設するこころの総合ケアセンターに、新たに障害者相談窓口を設置するほか、障害者の生活支援や自立支援を継続して推進してまいります。

「市民みずからの健康づくりの推進」では、市民の健康づくりを推進するための総合健康センターの実施設計、及び健診サービスの中核となります糸魚川保健センターの増改築の実施設計に取り組みます。

また、生活習慣病の予防対策を推進するため、水中運動教室の開催など運動の実践を促進し、生活習慣や食生活の改善活動に取り組むとともに、受診者の増加に努めてまいります。

「医療体制の充実」では、市内の救急医療体制の確保と医療水準の維持を図るため、市内の救急病院における医師確保等に対する助成を実施してまいります。また、将来の医師や医療技術者を確保するため、地域の医療を担おうとする医学生などに対する就学支援の貸与を実施してまいります。

18ページ、5番目の「交流いきいき産業都市づくり」について申し上げます。

「地域産業の活性化と雇用の安定」では、中小企業の経営の安定化と、新たな設備投資に対する低利貸付事業を実施するとともに、若者の市内就職を促進するため、就職資金の低利貸付事業を実施してまいります。

また、中小企業の従業員が中小企業大学校等の研修を受講したり、資格を取得する場合の受験料に対する助成を行い、中小企業の人材育成を支援してまいります。

「魅力ある観光の振興」では、平成16年度から始めた定期観光バスの運行を引き続き支援するとともに、観光協会や市内の温泉、ボランティアガイド、さらにJR西日本及びJR東日本と連携し、誘客宣伝活動に取り組んでまいります。

「農林水産業の安定と振興」では、昨年10月に開設した農業経営支援センターを中心に、地域農業の担い手に対する経営支援に努めるほか、広域農道や一般農道などの道路網の整備、農地の高度利用や、農業用排水など農業生産基盤の整備などを推進するとともに、県営中山間地域総合整備事業など農村地域の生活環境整備を推進してまいります。

林業振興においては、森林の持つ健康保養機能を生かす取り組みとして、フォレスト・コミュニティ総合整備事業により白池森林公園の整備を進めるほか、林業の施業コストの低減を図るため、引き続き林道の整備を推進してまいります。

新年度においては地元産木材を使った住宅の増改築に対する助成制度を新設し、地場産木材の利用拡大を図ってまいります。

一方、漁業振興では、能生漁港、筒石漁港、親不知漁港の施設整備を引き続き進めてまいります。

「賑わいのある商業拠点の形成」では、商店街が行うイベントなど活性化に向けた活動への助成、

北陸新幹線の開通を見据えた糸魚川駅北地区の商店街社会実験などの取り組みを支援してまいります。

20ページ、6番目の「自立と協働の躍動都市づくり」について申し上げます。

「自立と協働のまちづくり」「コミュニティ機能の強化と活動の支援」では、市民の皆様の自主的、主体的な地域づくり活動を支援するため、新年度にまちづくりパワーアップ事業を新たに制度化し、自分たちのまちを自分たちの手で作り上げていく活動を支援するとともに、まちづくりサポートセンターにおいて、地域づくりに対するさまざまな相談に対応してまいります。また、新たに市民まちづくり講座を開催し、地域づくりをリードする人材の育成に努めます。

「効率的な行財政運営の推進」では、本市のまちづくりの基本指針とする総合計画について総合計画審議会でご論議いただいております。本年9月ごろに市議会にお諮りし、策定してまいりたいと考えております。

また、行政改革につきましては、今年度中に策定を予定しております行政改革大綱及び推進計画を基本として、より一層簡素で効率的な行政運営と財政基盤の強化を図り、市民の皆様の協働のまちづくり、分権時代にふさわしい行政体制を目指し取り組んでまいります。

一方、庁舎の老朽化に対応するため、青海支所と消防青海分署を合わせた建物の建設を進めるほか、能生支所の改修を実施するとともに、庁内における地図情報の集中管理と、迅速で効率的な活用を図るため、総合型地理情報システムの整備を進めてまいります。

なお、新年度において、「(仮称)市民憲章等検討委員会」を設置し、市民憲章や市の木、市の花の制定について、市民の皆様から検討いただくことにしたいと考えております。

以上、平成18年度予算の概要及び主要な施策と、その取り組みについて申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。議案第135号の提案説明とさせていただきます。

議長(松尾徹郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

なお、質疑については、予算の大綱にとどめますようご協力願います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、議長を除く28人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、議長を除く28人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、甲村 聡議員、保坂 悟議員、渡辺重雄議員、中村 実議員、大滝 豊議員、平野久樹議員、笠原幸江議員、田原 実議員、五十嵐哲夫議員、保坂良一議員、高澤 公議員、倉又 稔議員、久保田長門議員、斉藤伸一議員、伊藤文博議員、伊井澤一郎議員、鈴木勢子議員、猪又好郎議員、古畑浩一議員、五十嵐健一郎議員、山田 悟議員、池亀宇太郎議員、大矢 弘議員、畑野久一議員、野本信行議員、関原一郎議員、新保峰孝議員、松田 昇議員。

以上、28人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました28人の議員を、予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時40分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、予算審査特別委員会が開かれ正副委員長を互選し、その結果が届いておりますのでご報告いたします。

委員長には、大矢 弘議員、副委員長には、野本信行議員。

以上であります。

日程第5．議案第136号から同第145号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第136号から同第145号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第136号は、平成18年度の国民健康保険事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳

入歳出それぞれ43億4,800万円で、平成17年度に比べ0.3%の増といたしております。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費でありまして、歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金及び療養給付費等交付金を見込んでおります。

議案第137号は、平成18年度の国民健康保険診療所特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ1億2,906万円で、平成17年度に比べ2.5%の減といたしております。

歳出の主なものは、医療用消耗品費でありまして、歳入の主なものは、診療収入を見込んでおります。

議案第138号は、平成18年度の老人保健医療特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ62億9,047万円で、平成17年度に比べ0.9%の減といたしております。

歳出の主なものは、医療給付費でありまして、歳入の主なものは、支払基金交付金及び国庫支出金を見込んでおります。

議案第139号は、平成18年度の介護保険事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ41億8,202万円で、平成17年度に比べ0.4%の増といたしております。

歳出の主なものは、居宅介護サービス等給付費及び施設介護サービス等給付費であります。

歳入の主なものは、支払基金交付金を見込んでおります。

次に、議案第140号は、平成18年度の柵口温泉事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ2億8,493万円で、平成17年度に比べ8.6%の減といたしております。

歳出の主なものは、権現荘管理諸費及び権現荘運営費でありまして、歳入の主なものは、使用料及び手数料を見込んでおります。

議案第141号は、平成18年度の宅地造成事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ2億9,379万円で、平成17年度に比べ57.1%の減といたしております。

歳出の主なものは、都市計画街路事業等関連代替地事業及び北陸新幹線代替地事業でありまして、歳入の主なものは、財産収入を見込んでおります。

議案第142号は、平成18年度の公共下水道事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ32億4,978万円で、平成17年度に比べ14.2%の減といたしております。

歳出の主なものは、汚水幹線築造事業、汚水枝線築造事業、市債返還元金及び償還利子でありまして、歳入の主なものは、使用料及び手数料、繰入金並びに市債を見込んでおります。

議案第143号は、平成18年度の集落排水・浄化槽事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ3億7,553万円で、平成17年度に比べ14.3%の減といたしております。

歳出の主なものは、浄化槽整備事業でありまして、歳入の主なものは、繰入金を見込んでおります。

議案第144号は、平成18年度の簡易水道事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ6億5,223万円で、平成17年度に比べ129.5%の増といたしております。

歳出の主なものは、早川簡易水道建設事業であります。歳入の主なものは、国庫支出金、繰入金及び市債を見込んでおります。

議案第145号は、平成18年度の集合支払特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ6億291万円で平成17年度に比べ0.8%の減といたしております。

歳出の主なものは、電気料でありまして、歳入の主なものは、光熱水費振替収入を見込んでおり

ます。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第6．議案第146号及び同第147号

議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第146号及び同第147号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第146号は、平成18年度の水道事業会計予算でありまして、収益的収支では、収入額を6億4,208万円、支払額を4億9,070万円といたしております。また、資本的収支では、収入額を3億5,738万円、支出額を8億4,520万円といたしております。

次に、議案第147号は、平成18年度のカス事業会計予算でありまして、収益的収支では、収入額を11億7,837万円、支出額を11億446万円といたしております。また、資本的収支では、収入額を2億5,546万円、支出額を6億9,514万円といたしております。

以上であります、よろしくご審議お願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第7．議案第1号

議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第1号は、平成17年度の一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ3億4,451万円を追加し、総額を295億6,142万円といたしております。

歳出の主なものは、介護予防・地域支え合い事業、道路除排雪事業及び小学校管理費の追加であり、今冬の降雪に伴い高齢者世帯、市道及び小学校等の除排雪に対応したいものであります。

歳入では、繰越金を追加いたしております。

以上であります。よろしくご審議お願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8．議案第67号

議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第67号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第67号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

平成18年3月20日から新潟県西部広域消防事務組合が燕・弥彦総合事務組合に名称を変更するとともに、組合の共同処理する事務のうち2つから脱退させ、同日からこれらの事務に弥彦村を加入させ、並びに平成18年3月20日から市町村合併等により燕市等が組合を脱退し、新たに燕市が加入することとするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これらに伴って規約の変更を行うことといたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．議案第124号

+

議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第124号、平成17年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第124号は、平成17年度の一般会計補正予算（第5号）でありまして、歳入歳出それぞれ9億169万円を追加し、総額を304億6,310万円といたしております。

歳出では、3款、民生費で、民営保育所運営事業を追加し、能生保育園の玄関及びトイレの改築に対する補助を行いたいものであります。

8款、土木費では、道路除排雪事業を追加いたしております。一般会計補正予算（第4号）の専決処分でも除排雪経費の追加のご承認をいただいたところではありますが、その後も予想を越えて雪が降り続きましたことから、さらに8,000万円を追加し、市道の除排雪に対応いたしたいものであります。

10款、教育費では、小学校アスベスト対策事業、下早川小学校体育館整備事業及び中能生小学

校体育館整備事業を追加いたしております。

歳入では、国庫支出金、繰入金、繰越金及び市債を追加いたしております。

繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第3表のとおりであります。

債務負担行為の補正は、第3表のとおりであり、国庫債務負担により事業費割当を受けましたことから、駒ヶ岳林道線の開設工事及び大和川漁港海岸の離岸堤の整備を追加いたしたいものであります。

小学校アスベスト対策事業、下早川小学校体育館整備事業及び中能生小学校体育館整備事業の詳細につきましては、この後、所管の課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

それでは、歳出予算の小学校アスベスト対策事業と、下早川小学校体育館整備事業、中能生小学校体育館整備事業についてご説明を申し上げます。

初めに、この3事業につきましては、いずれも平成18年度事業として計画をしているものであります。今回、平成17年度の補正予算で措置することとした経緯と対応について申し上げます。

文部科学省では、学校アスベスト対策と耐震化対策を推進するため、追加補助金を盛り込みました平成17年度補正予算を編成し、去る2月3日、今国会において可決決定されたところであります。

市といたしましては、この補助を受けまして着実に事業推進するため、この補正第5号で予算措置をし、これを平成18年度に繰り越して事業を行うこととしたものであります。

今後、議会の議決を要します工事請負契約案件につきましても今会期中に提案を申し上げ、議決をいただき、進めてまいりたいと考えております。

それでは、予算内容について申し上げます。14ページ、15ページをお願いいたします。

10款2項1目の事業費、9番、小学校アスベスト対策事業は、吹き付けアスベストが使用されております小学校8校のうち、国庫補助対象外の中能生小学校を除く7校のアスベスト除去工事費と事務費を計上しております。

この内容を含めまして、学校アスベスト除去工事について、お手元に配付をさせていただきました資料、小学校アスベスト対策事業の概要によりご説明を申し上げます。

資料の1ページをごらんください。この表は、小学校8校の除去工事費等について国庫補助対象分、それと補助対象外分に区分をいたしまして、それぞれ事業費を計上しております。

事業費欄の補助対象分でございますが、国庫補助対象7校の除去工事費、と書いてございます。これと の仮校舎設置工事費、 応急措置分析費であります。このうち の応急措置分析費は、本年度に実施済みの囲い込み封じ込め工事費と成分分析調査費で国庫補助対象になりますが、既に実施済みでございますので、歳出補正はありません。したがって、この補正5号には計上せず、議案第126号の補正第6号で歳入予算を計上し、財源変更を行うこととしております。

2番の南能生小学校につきましては、備考欄に記載のとおりアスベストの含有率が環境基準以内でございますので、国庫補助対象外ということで補助事業とは区分して、新年度予算に計上しております。

工事の実施時期でございますが、夏休みを予定しておりますけれども、7番の根知小学校につきましては、現場での工事期間、これが約6カ月見込まれますので、その間、校舎等を移転をいたしまして、除去工事を行うこととしております。

この移転計画でございますが、資料2ページに記載をさせていただいております。

まず、1番の移転先、方法であります。1つ目には吹き付けアスベストが使用されておりません同校の体育館に、間仕切り等により普通教室4、それから特別教室3、管理諸室等を確保して移転をすることとしております。

2つ目には、これに伴いまして体育館で体育の授業ができなくなりますので、体育は旧根知小学校体育館を、また、調理実習は根知公民館を利用することといたしまして、移動はスクールバスで送迎をすることとしております。

3つ目に、給食につきましては、安全性を確保した上で校舎内の調理室とランチルーム、集会室を利用し、この除去工事は夏休み期間に施工するという計画でございます。

2番には、ただいま申し上げました仮設校舎の設置室を記載しております。

次に、3番目のスケジュールでございますが、4月6日の入学式後から体育館の仮設工事に入りまして、以降、記載の日程で進めてまいります。

なお、引っ越しに当たりまして、重量物とか大きな備品の運搬は業者委託を予定しております。

4番は、参考事項でございます。

3ページは、根知小学校の吹き付けアスベスト除去箇所図でございます。赤で囲っております部屋が除去工事を行う箇所、つまり吹き付けアスベストが使用されている部屋ということでございます。現状は、すべて囲い込み済みでございます。

4ページは、体育館の仮設校舎等の配置計画図でございますが、夏の暑さが考えられますので、冷房設備の設置を予定しております。

資料1ページの表に戻っていただきまして、7番、根知小学校の事業費欄の、この1,600万円は、ただいま申し上げました体育館の仮校舎設置工事費で、の仮校舎対応に伴う経費202万5,000円は、体育授業等の移動のためのスクールバス運行委託料、あるいは引っ越し業務委託料、冷房機器の借上料などの補助対象外経費を見込んでおりまして、新年度予算に計上しております。

この根知小学校の校舎移転等対応につきましては、保護者、地区総代会、学校開放利用団体の皆様にご説明を申し上げ、ご理解をいただいたところでございますけれども、工事の安全確保とともに学校との連携を密にして教育活動に問題が生じないように、対応していきたいというふうに考えております。

次に、予算書15ページ2番、下早川小学校体育館整備事業と、4番、中能生小学校体育館整備事業についてご説明を申し上げます。

この体育館整備につきましても、平成18年度の改築に向けまして、両校の地元自治会や保護者、学校開放利用団体等の皆様のご意見をお聞きし、ご意見、ご要望を踏まえながら、本年度、調査設

計を進めてまいりました。

この2事業とも建築確認申請手数料と工事監理業務委託料、改築工事費をそれぞれ計上しておりますが、事業の内容について、これも提出資料によりご説明を申し上げます。

資料1ページの表をごらんをいただきたいと思います。1番の主体構造でございますが、両校とも鉄骨造一部2階建てで、2番の延べ床面積は、それぞれ記載のとおりでございますけれども、アリーナ、いわゆる運動場部分につきましては、広さは同じ規模でございます。

3番の概要の屋根、外壁、内装につきましては、同じ仕様で、これまでの学校体育館整備で実績のあるものを予定しております。

基礎につきましては、地質調査の結果、中能生小は支持層の深度が1.2メートルと浅いので根入れの浅い直接基礎とし、下早川小は支持層の深度が12メートルということで深い深度でございますので、杭基礎としたものでございます。

4の工事費、概算額は、それぞれ記載のとおりであります。

5番、工事中の体育授業実施場所でございますが、現体育館改築のため工事期間中は、それぞれ記載の体育館で体育授業を行うことといたしまして、移動はバスにより対応することといたしております。

次に、6の備考についてであります。中能生小体育館に太陽光発電設備を整備する計画でありまして、発電容量は2.14キロワット、これを電気料金に換算いたしますと、年額約2万円の発電量となります。教育活動に直接利用するためのコンセントを設置するほか、街灯と体育館内の換気扇の電力として活用する計画であります。

今回の整備は、新エネルギーを学校教育活動に活用するためのモデル事業として実施するものでありまして、その効果等を検証しながら、今後の学校整備における新エネルギー導入のあり方を、検討していきたいというふうに考えております。

次に、下早川小のスキー整備室、スキー乾燥室につきましては、同校ではクロスカントリースキーの活動に力を入れておりますので、その活動に資するため整備するものであります。

また、グラウンド改修、外構工事につきましては、駐車場確保のため体育館をグラウンド内に整備することに伴いまして、現在のグラウンドが手狭になりますので、その確保のために実施するものであります。なお、このグラウンド改修、外構工事につきましては、補助対象外のため新年度予算計上という措置にさせていただきます。

続いて、2ページからの図面について申し上げます。

2ページは中能生小体育館の配置図でありまして、現体育館の位置に整備をするものであります。

3ページは、1階平面図であります。左側下の昇降口、児童玄関でございますが、これに続く廊下は既存のもので、その右の渡り廊下から右側が今回整備するものであります。

学校開放時の玄関は現在と同様、児童用玄関と共用いたしますが、外のスロープ等は今回整備する計画であります。

主な施設設備といたしましては、オストメイト対応の身体障害者用トイレ、図面の左側にはプール使用時に直接利用できるトイレ、ステージ下を利用した椅子等の収納設備や物置を設置いたします。

4ページは、2階の平面図であります。図面の下の方になりますけれども、用具室を兼ねギャラ

リーを設置することといたしております。また、右上の建物の外に張り出した部分でございますが、これが太陽光発電のモジュールと言いますが、パネルでございます。

5ページは立面図であります。右下の図が見やすいかと思うんですが、東立面図と書いてございますが、その左側の2階の端にカタカナの「イ」の字のように見える部分がございますが、これが太陽光発電パネルのいわゆる断面でございます。

続いて、6ページ以降は、下早川小体育館の図面でございます。

6ページの配置図をごらんをいただきたいと思っております。現体育館は新体育館の右側でございますが、先ほど申し上げましたとおり、校舎前に駐車場を確保するために、体育館をグラウンド側に移しまして、これに伴い図面の左下、現在の遊具置き場等の遊び場を含めてグラウンド改修を行うものであります。校舎前の駐車場としては、普通車35台分を見込んでおります。

7ページは、1階平面図であります。主な施設設備といたしましては、右下の学校開放用玄関のほか、中能生小と同様でございますが、ステージの左、グラウンド側になりますが、先ほど申し上げましたスキー整備室、スキー乾燥室を配置しております。

8ページは、2階の平面図でございます。これも同様、用具置き場と兼ねギャラリーを設置することといたしております。

次の9ページは、立面図でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（松尾徹郎君）

ここで昼食時限のため、午後1時15分まで休憩といたします。

+

+

午後0時13分 休憩

午後1時15分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

議案第124号について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又 稔議員。

13番（倉又 稔君）

歳入について、1点お伺いします。

今回、国庫補助金2億1,583万円ばかりありますけども、そのほかに地方債4億5,550万円、これは学校建設施設の整備事業、アスベスト、それから社会福祉施設等の整備事業費で4億5,530万円ばかりありますけども、国庫補助が今回あるほかに市債、地方債を4億5,000万円発行するわけですけども、この地方債発行についての補助というものはありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野財政課長。〔財政課長 荻野 修君登壇〕

財政課長（荻野 修君）

今回、補正予算債を充当させていただくものであります。平成18年度に予定しておりましたが、国の補正予算の関係で17年度に前倒しになったということで、補正予算対応ですから、そういうことであります。

それで建物につきましては充当率100%と言いましても、国庫補助対象事業費の1.3倍というぐらいの起債対象の枠がございますし、さらに補助金を引くということですから、全体事業費の大体75から80%ぐらいが充当されるということで、その額を計上させてもらっております。

なお、交付税措置につきましては、年度補正の事業内容によって若干異なる場合がありますが、今回、交付税措置は100%ということであります。

なお、アスベスト関連につきましては95%で、こちらについては元利償還金の40%を交付税措置するというので、補正予算に回しまして、このような優遇措置の中で事業を実施できるわけです。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

今ほどの答弁で、国庫補助金を差し引いた額に対しての100%充当だとか、95%充当という形でいいわけですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野財政課長。〔財政課長 荻野 修君登壇〕

財政課長（荻野 修君）

先ほども申し上げましたが、学校そのものが全部対象になるわけじゃありませんので、補助対象事業費の1.3倍を限度として起債対象になると。そういう中で、なおかつさらに補助金を引くもんですから、今充当させていただいているこの額はぎりぎりということで、そういたしますと基本的には100%なんですけど、そういう枠があって差し引くもんですから、そういうことになります。

アスベスト関連につきましては、国庫補助を除いて95%という考え方の中で、端数を差し引いて充当させていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

わかりました。どうもありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第124号、平成17年度系魚川市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第10．議案第132号

+

議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第132号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第132号は、平成17年度の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、第1表のとおり債務負担行為を補正し、国庫債務負担による事業割当を受けた東寺町地内の雨水幹線整備事業を追加したいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第132号、平成17年度系魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第11．議案第2号から同第22号まで、議案第30号及び同第31号、
議案第68号及び同第69号

議長（松尾徹郎君）

日程第11、議案第2号から同第22号まで、議案第30号及び同第31号、議案第68号及び同第69号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第2号は、職員の修学部分休業に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の修学部分休業について必要な事項を定めたいものであります。

議案第3号は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営などの状況の公表について必要な事項を定めたいものであります。

議案第4号は、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてでありまして、武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置について必要な事項を定めたいものであります。

議案第5号は、国民保護協議会条例の制定についてでありまして、国民保護協議会を設置するため必要な事項を定めたいものであります。

議案第6号は、公告式条例の一部の改正でありまして、組織機構の見直しに伴う支所の名称変更により、所要の改正を行いたいものであります。

議案第7号は、行政組織条例の一部改正でありまして、組織機構の見直しに伴い部制を導入するため、必要な改正を行いたいものであります。

議案第8号は、支所設置条例の一部改正でありまして、組織機構の見直しに伴い支所の名称を変更するために、所要の改正を行いたいものであります。

議案第9号は、職員定数条例の一部改正でありまして、組織機構の見直しに伴い職員定数を改めたいものであります。

議案第10号は、職員の勤務時間、休暇などに関する条例の一部改正でありまして、国家公務員の制度に準じて、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務を措置するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第11号は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でありまして、国家公務員における給与構造の改革状況などに準じ、改正する一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部改正に基づき、所要の改正を行いたいものであります。

議案第12号は、公益法人等への糸魚川市職員への派遣などに関する条例の一部改正でありまして、国家公務員における給与構造の改革状況などに準じ、改正する一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部改正に基づき、所要の改正を行いたいものであります。

議案第13号は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でありまして、国民保護協議会等の設置に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第14号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でありまして、国家公務員における給与構造の改革状況などに準じ、一般職員の給与と表の改定、昇給の制度の改定並びに調整手当の廃止等に伴う条文の整理のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第15号は、職員の旅費に関する条例の一部改正でありまして、大阪府堺市が政令指定都市になることから、所要の改正を行いたいものであります。

議案第16号は、職員の退職手当に関する条例の一部改正でありまして、国家公務員における給与構造の改革状況等に準じ、職務への貢献度に応じた退職手当及び中期勤務者の職員手当の支給率を改定するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第17号は、総合計画審議会条例及び都市計画審議会条例の一部改正でありまして、組織機構の見直しに伴う課の名称変更により、所要の改正を行いたいものであります。

議案第18号は、基金条例の一部改正でありまして、青海支所建設基金の名称を変更し、また、まちづくり基金を設置するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第19号は、都市計画税条例の一部改正でありまして、梶屋敷地区農用地保全利用協定の協定期間満了に伴う都市計画税の課税除外区域を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

す。

議案第20号は、国民健康保険税条例の一部改正でありまして、国民健康保険税賦課のため、基礎課税額及び介護納付金課税額の算出基礎となる税率及び軽減額等について、所要の改正を行いたいものであります。

議案第21号は、合併に伴う国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部改正でありまして、国民健康保険税賦課のため、合併前の能生町の区域、青海町の区域にかかる基礎課税額の算出基礎となる税率及び軽減額等について、所要の改正を行いたいものであります。

議案第22号は、有線テレビジョン放送施設条例の一部改正でありまして、広告放送を行うため、必要な事項を定めたいものであります。

次に、議案第30号は、手数料条例の一部改正でありまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う、所要の改正を行いたいものであります。

議案第31号は、火災予防条例の一部改正でありまして、燃料電池発電設備を新たに火を使用する施設に定めたいことなどにより、所要の改正を行いたいものであります。

議案第68号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてでありまして、辺地の公共的施設を総合的に整備するため、計画を策定いたしたいものであります。

議案第69号は、財産の貸付料の免除についてでありまして、スキー場存続のためスキー場を運営している株式会社系魚川シーサイドバレーに対し、平成17年度分のスキー場の施設及び土地の貸付料を免除することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木です。議案第4号、5号、一括質問させていただきます。

2004年の6月の通常国会で、国民統制法とも言われるこの法案が十分な審議もされないまま成立した経緯がありますが、まさにこれは国民を保護する法律ではなくて、国民規制法だというふうに言われております。

当市において今定例会で、なぜこの時期に上程されるのか。それから、議案第5号の条例の中で、協議会の設置を委員を40人以内としておりますが、この40人以内という根拠はどこから出てきたものでしょうか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

白山消防長。〔消防長 白山紀道君登壇〕

消防長（白山紀道君）

お答えいたします。

この条例、今なぜかということですが、平成16年度には、県の方でこの条例制定をやっておるところでございまして、18年度については、糸魚川市でやるということですが、今年度中に、この糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対策本部の条例を制定したいものでございます。

次に、条例でなぜ40人かということですが、これは国の指針に基づいて公共機関、あるいは交通機関、いろんな関係機関を想定して40人ということで決めさせていただきたいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

そうすると国の指針において、この4号、5号にかかわる条例を、今議会で上程したということですね。そうすると、例えばこの議案がもし可決されるにあたって、そうすると18年度、新年度ですね、この40名以内の協議会を設置する方向でいくのではないかと予測されるわけですが、県内だけでなく県外の市も含めると計画を策定するという、協議会の中で、何かそういう諮問機関で計画を策定するところをうたっているところがあるんですが、当市においては、ただこの条例だけにとどめて、この具体的な計画策定ということは全くまだ白紙の段階ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

白山消防長。〔消防長 白山紀道君登壇〕

消防長（白山紀道君）

お答えいたします。

本年度は3月末までに、この国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対策事態等対策本部条例と、国民保護協議会条例を、これを3月までに決定しまして、平成18年度につきましては、国民保護法をつくる予定でおります。

以上です。

19番（鈴木勢子君）

計画、法じゃなくて。

消防長（白山紀道君）

お答えいたします。

糸魚川国民保護計画ですが、18年度中につくる予定にしております。

議長（松尾徹郎君）

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務財政常任委員会に付託いたします。

日程第12．議案第101号及び同第102号、議案第130号及び同第131号、
議案第133号及び同第134号

議長（松尾徹郎君）

日程第12、議案第101号及び同第102号、議案第130号及び同第131号、議案第133号及び同134号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第101号は、市道の認定についてであります。

谷根下組支線など市道3路線の認定について、議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第102号は、市道の変更についてであります。

天神ノ木線の変更について議会の議決をお願いしたいものであります。

次に、議案第130号は、平成17年度の柵口温泉事業特別会計の補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ2,391万円を減額し、総額を2億8,905万円といたしております。

歳出の主なものは、権現荘整備費の減額であり、歳入の主なものは、使用料及び手数料の減額であります。

議案第131号は、平成17年度の宅地造成事業特別会計の補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ7,819万円を減額し、総額を9億3,344万円といたしております。

歳出の主なものは、街路代替地事業の減額であります。歳入の主なものは、財産収入の減額であります。

議案第133号は、平成17年度の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ5億45万円を減額し、総額を32億6,512万円といたしております。

歳出の主なものは、糸魚川事業区汚水枝線築造事業及び公債費元金の減額であり、歳入の主なものは、市債の減額であります。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第3表のとおりであります。

議案第134号は、平成17年度の集落排水・浄化槽事業特別会計の補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億1,424万円を減額し、総額を3億2,707万円としております。

歳出の主なものは、糸魚川事業区浄化槽整備事業の減額であり、歳入の主なものは、国庫支出金、繰入金及び市債の減額であります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

おわびをいたしまして、訂正をさせていただきたいと思えます。

議案第131号の総額を「6億3,344万円」と言うところを「9億3,344万円」と申しましたので、6億円に訂正を願います。

また、議案第133号の歳入歳出それぞれ5億「54万円」と申すところを「45万円」と言いまして、5億54万円に訂正を願います。おわびを申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第13．議案第23号から同第29号まで、議案第32号から同第43号まで、
議案第72号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号

議長（松尾徹郎君）

日程第13、議案第23号から同第29号まで、議案第32号から同第43号まで、議案第72号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第23号から議案第27号まで、議案第29号、議案第34号から議案第43号までは、全部または一部の施設に指定管理者制度を導入するため。

議案第23号は、勤労者福祉施設条例の一部改正、議案第24号は、海の資料館条例の一部改正、議案第25号は、神道山公園条例の一部改正、議案第26号は、リフレッシュふるさと施設条例の一部改正、議案第27号は、都市公園条例の一部改正、議案第29号は、糸魚川市親不知ピアパーク施設条例の一部改正、議案第34号は、集会施設条例の一部改正、議案第35号は、農村コミュニティ広場条例の一部改正、議案第36号は木地屋の里条例の一部改正、議案第37号は、烏帽子の里ふるさと館条例の一部改正、議案第38号は、活性化施設条例の一部改正、議案第39号は、森林公園条例の一部改正、議案第40号は、漁港管理条例の一部改正、議案第41号は、上路山姥の里条例の一部改正、議案第42号は、セイフティコミュニティ広場条例の一部改正、議案第43号は、多目的交流センター条例の一部改正を行いたいものであります。

あわせて、神道山公園条例では、施設の名称変更、フレッシュふるさと施設条例では、利用時間の変更、糸魚川市親不知ピアパーク施設条例では、展示物産館の利用料金を定めたいものであります。

議案第28号及び議案第33号は、直営で施設の管理を行うため、議案第28号は、森林総合利用施設条例の一部改正、議案第33号は、都市交流促進センター条例の一部改正を行いたいものであります。

議案第32号は、白馬山麓国民休養地条例の制定についてでありまして、新潟県白馬山麓国民休養地内の県有施設が市に移管され、指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めたいものであります。

次に、議案第72号、指定管理者の指定は、能生マリンホールを株式会社能生町観光物産センターに、議案第73号、指定管理者の指定は、海の資料館 越山丸マリンミュージアム海洋を、株式会社能生町観光物産センターに、議案第74号、指定管理者の指定は、神道山公園を上小見地区神道山公園管理運営組合に、議案第75号、指定管理者の指定は、長者温泉ゆとり館を中尾区に、議案第76号、指定管理者の指定は、能生海洋公園を株式会社能生町観光物産センターに、議案第77号、指定管理者の指定は、糸魚川市親不知ピアパーク施設を株式会社親不知企画に、議案第78号、指定管理者の指定は、白馬山麓国民休養地を白馬山麓国民休養地運営協議会に、議案第79号、指定管理者の指定は、田屋会館を下田屋自治会に、議案第80号、指定管理者の指定は、猿倉多目的集会センターを猿倉区に、議案第81号、指定管理者の指定は、下湯川内センターを湯川内農区に、議案第82号、指定管理者の指定は、湯川内生活改善センターを湯川内区に、議案第83号、指定管理者の指定は、田伏会館を田伏区自治会に、議案第84号、指定管理者の指定は、釜沢生活改善センターを釜沢区に、議案第85号、指定管理者の指定は、市野々会館を市野々区に、議案第86号、指定管理者の指定は、水崎会館を水崎地区に、議案第87号、指定管理者の指定は、根小屋多目的集会センターを根小屋区に、議案第88号、指定管理者の指定は、山口生活改善センターを生活改善センター管理運営協議会に、議案第89号、指定管理者の指定は、小滝生活改善センターを夏中区に、議案第90号、指定管理者の指定は、大所ふれあいセンターを大所区に、議案第91号、指定管理者の指定は、不動山農村公園を焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会に、議案第92号、指定管理者の指定は、上早川農村公園を焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会に、議案第93号、指定管理者の指定は、木地屋の里を木地屋の里施設管理組合に、議案第94号、指定管理者の指定は、烏帽子の里ふるさと館を烏帽子の里管理運営協議会に、議案第95号、指定管理者の指定は、焼山の里ふれあいセンターを焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会に、議案第96号、指定管理者の指定は、海谷三峽パークを西海地区自治振興協議会に、議案第97号、指定管理者の指定は、雨飾山麓しろ池の森を雨飾山麓しろ池の森管理組合に、議案第98号、指定管理者の指定は、不動滝いこいの里を不動滝管理組合に、議案第99号、指定管理者の指定は、船舶保管施設を青海町漁業協同組合に、議案第100号、指定管理者の指定は、上路山村振興センター上路山野草公園を上路生産組合に、議案第103号、指定管理者の指定は、セイフティコミュニティ広場を越区に、議案第104号、指定管理者の指定は、アクアホールを社団法人糸魚川市シルバー人材センターに、それぞれ平成18年4月1日から平成20年3月31日まで指定したいので、議会の議決をお願いします。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第14．議案第44号から同第49号まで、議案第61号、議案第63号、

議案第108号から同第110号まで、議案第126号から同第129号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第14、議案第44号から同第49号まで、議案第61号、議案第63号、議案第108号から同第110号まで、議案第126号から同第129号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第44号は、老人福祉センター条例の廃止でありまして、老人福祉センターを譲与するため、条例を廃止したいものであります。

議案第45号は、軽費老人ホーム条例の廃止でありまして、軽費老人ホームを譲与するため、条例を廃止したいものであります。

議案第46号は、環境美化推進条例の制定でありまして、良好な生活環境の保全及び生活環境の美化並びにごみの減量を推進し、清潔で美しいまちづくりを目指すため、必要な事項を定めたいものであります。

議案第47号は、障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の制定でありまして、障害者の自立支援法に基づき審査会の委員の定数等について、必要な事項を定めたいものであります。

議案第48号は、こころの総合ケアセンター条例の制定でありまして、こころの総合ケアセンターを設置するため、必要な事項を定めたいものであります。

議案第49号は、清掃センター条例の一部改正でありまして、浄化槽汚泥以外の廃棄物の手数料を、定量制から実状に沿った従量制に変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第61号は、介護保険条例の一部改正でありまして、介護保険法の一部改正に伴い保険料の額を改定するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第63号は、医療技術者修学資金貸与条例の一部改正でありまして、修学資金貸与対象者の

範囲を拡大し、また、修学資金の一部返還免除規定を設けるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第108号から議案第110号までは、財産の譲与についてでありまして、市所有建物にかかる将来的な財政負担の軽減を図るため、実際に無償使用している社会福祉法人に譲与したいものであります。議案第108号、財産の譲与は、デイサービスセンターおおさわなど5施設を、社会福祉法人能生名立福祉会に、議案第109号、財産の譲与は、糸魚川東部地区デイサービスセンターを、社会福祉法人ひすい福祉会に、議案第110号、財産の譲与は、糸魚川デイサービスセンターなど2施設を、社会福祉法人奴奈川福祉会に譲与することについて、それぞれ議会の議決をお願いしたいものであります。

次に、議案第126号は、平成17年度の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ839万円を追加し、総額を44億2,071万円といたしております。

歳出の主なものは、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費の追加と、高額療養費の減額であり、歳入では、国庫支出金、繰越金及び諸収入の追加と、繰入金の減額をいたしております。

議案第127号は、平成17年度の国民健康保険診療所特別会計の補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ589万円を減額し、総額を1億2650万円といたしております。

歳出の主なものは、医療用消耗品費の減額であり、歳入の主なものは、診療収入及び介護保険収入の減額と繰入金の追加であります。

議案第128号は、平成17年度の老人保健医療特別会計の補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ255万円を減額し、総額を63億6,711万円といたしております。

歳出では、一般管理事務費を減額し、歳入では、繰入金を減額いたしております。

議案第129号は、平成17年度の介護保険事業特別会計の補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ2,138万円を減額し、総額を42億2,299万円といたしております。

歳出の主なものは、居宅介護サービス等給付費の追加、及び施設介護サービス等給付費の減額であり、歳入の主なものは、保険料の減額であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第15．議案第50号から同第60号まで、議案第62号、
議案第64号から同第66号まで、議案第105号から同第107号まで、
議案第111号から同第123号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第15、議案第50号から同第60号まで、議案第62号、議案第64号から同第66号まで、議案第105号から同第107号まで、議案第111号から同第123号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第50号、議案第52号から議案第54号まで、議案第56号から議案第60号まで、議案第62号及び議案第66号は、指定管理者制度を導入するため、議案第50号は、墓地条例の一部改正、議案第62号は、シルバーワークプラザ条例の一部改正、議案第53号は、青海総合福祉会館条例の一部改正、議案第54号は、市立保育所条例の一部改正、議案第56号は、デイサービスセンター条例の一部改正、議案第57号は、老人介護支援センター条例の一部改正、議案第58号は、高齢者共同住宅条例の一部改正、議案第59号は、障害者社会参加促進センター条例の一部改正、議案第60号は、精神障害者社会復帰施設条例の一部改正、議案第62号は、ふれあいセンター条例の一部改正、議案第66号は、おててこ会館条例の一部改正を行いたいものであります。

あわせて、墓地条例では利用料金の額を定め、デイサービスセンター条例では、一部の施設を譲与し、老人介護支援センター条例では、一部の施設の廃止及び譲与、精神障害者社会復帰施設条例では、一部の施設の位置の変更を行いたいものであります。

議案第51号、議案第55号並びに議案第64号及び議案第65号は、直営施設の管理を行うため、議案第51号は、福祉会館条例の一部改正、議案第55号は、児童遊園条例の一部改正、議案第64号は、理科教育センター条例の一部改正、議案第65号は、公民館条例の一部改正を行いたいものであります。

次に、議案第105号、指定管理者の指定は、小柳墓地の指定管理者を小柳納骨霊園管理会に。

議案第106号、指定管理者の指定は、中宿墓地を中宿区に、議案第107号、指定管理者の指定は、下大野墓地を大野区に、議案第111号、指定管理者の指定は、能生シルバーワークプラザを社団法人系魚川シルバー人材センターに、議案第112号、指定管理者の指定は、青海総合福祉会館を社会福祉法人系魚川市社会福祉協議会に、議案第113号、指定管理者の指定は、下早川保育園を社会福祉法人慈光会に、議案第114号、指定管理者の指定は、青海デイサービスセンターを社会福祉法人系魚川市社会福祉協議会に、議案第115号、指定管理者の指定は、系魚川総合病院在宅介護支援センターを新潟県厚生農業協同組合連合会系魚川総合病院に、議案第116号、指定管理者の指定は、青海在宅介護支援センターを社会福祉法人ひすい福祉会に、議案第117号、指定管理者の指定は高齢者共同住宅サンハイツを社会福祉法人系魚川市社会福祉協議会に、議案第118号、指定管理者の指定は、ささゆり作業所を社会福祉法人系魚川市社会福祉協議会に、議案第119号、指定管理者の指定は、ささゆり東作業所を社会福祉法人系魚川市社会福祉協議会に、

議案第120号、指定管理者の指定は、通所授産施設好望こまくさを社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会に、議案第121号、指定管理者の指定は、地域生活支援センターこまくさを社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会に、議案第122号、指定管理者の指定は、ビーチホールまがたまを社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会に、議案第123号、指定管理者の指定は、おててこ会館を糸魚川市おててこ会館管理運営委員会に、それぞれ平成18年4月1日から平成20年3月31日まで指定したいので、議会の議決をお願いしたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

おわびをいたしまして、訂正をさせていただきたいと存じます。

議案第52号、シルバーワークプラザの条例の一部改正のところで、「議案第62号」と申し上げましたので、「議案第52号」と訂正させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第16．議案第125号

+

議長（松尾徹郎君）

日程第16、議案第125号、平成17年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第125号は、平成17年度の一般会計補正予算（第6号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億7,525万円を追加し、総額を306億3,836万円といたしております。

歳出の主なものは、2款、総務費で、基金積立金の追加、3款、民生費では、民営保育所運営事業の追加、8款、土木費では、北陸新幹線沿線道路整備事業及び国道改修工事負担金の減額、10款、教育費では、田沢小学校整備事業の減額であり、歳入の主なものは、地方交付税及び繰入金金の追加と諸収入及び市債の減額であります。

なお、繰越明許費の補正及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第3表のとおりであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

+

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第 17 . 請願第 1 号及び同第 2 号、陳情第 1 号

議長（松尾徹郎君）

日程第 17、請願第 1 号及び同第 2 号、陳情第 1 号を一括議題といたします。

本定例会において本日まで受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

+

+

午後 2 時 08 分 散会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+

+

+